



鳥取県公報

平成 24 年 10 月 19 日(金)
第 8 4 4 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	争議行為を行う旨の予告 (714) (雇用人材総室) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (715) (西部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (716) (〃) 3
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 3

告 示

鳥取県告示第714号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事件

- (1) 生活を守る賃金と雇用の確保に関する件
- (2) 大幅な一時金（3.5ヶ月＋ α ）の獲得に関する件
- (3) 働くルールの確立に関する件
- (4) 成果主義賃金及び業績評価制度の導入反対に関する件
- (5) 不払時間外労働の一掃に関する件
- (6) 下請及び派遣労働の導入及び拡大反対に関する件
- (7) 夜勤の改善及び勤務間隔の12時間以上確保に関する件

2 日時

平成24年11月8日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

施設名	所在地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町252
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町211
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690
米子医療生活協同組合	米子市富益町1128

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独で、又は並行して行う。

鳥取県告示第715号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社いない	スーパーホームセンターいない米子店	米子市東福原七丁目22-1	平成24年10月10日	平成24年11月15日	特定福祉用具販売

鳥取県告示第716号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社いない	スーパーホームセンターいない米子店	米子市東福原七丁目22-1	平成24年10月10日	平成24年11月15日	特定介護予防福祉用具販売

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

- （1）学科試験 平成25年1月24日（木）午前10時から正午まで
- （2）実技試験 平成25年1月24日（木）午後1時から

2 試験の場所

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- （1）調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、認証施設（条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。）において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの
- （3）学校教育法第57条に規定する者で、魚介類販売業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に掲げる営業をいう。）若しくは魚肉ねり製品製造業（同条第16号に掲げる営業をいう。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

4 試験科目

- （1）衛生関係法規
- （2）公衆衛生学
- （3）食品衛生学
- （4）ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- （5）ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験願書の受付期間

平成24年12月13日（木）から同月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所又は鳥取県西部総合事務所の生活環境局のうち住所地を管轄するもの（以下「生活環境局」という。）

7 受験願書の添付書類

(1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）

(2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し

(3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類

ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し等）

イ 認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類

(4) 3(3)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類

ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し等）

イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手料金は、還付しない。

また、受験手数料のほかに、実技試験に用いるふぐの代金が必要となる。その金額及び納付方法については、受験票に記載するので、受験票にて確認すること。

9 受験に当たっての注意事項

(1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。

(2) 受験者は、次のものを持参すること。

ア 学科試験

受験票及び筆記用具

イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

なお、白衣は、白色に限るものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないようなものとする。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成25年2月13日（水）に生活環境局において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。なお、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

11 その他

(1) 提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであり、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第2項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間に鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課又は生活環境局に受験票を提示してその旨を申し出ること。

(3) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課

鳥取市東町一丁目220 (0857-26-7284)

東部総合事務所生活環境局	鳥取市立川町六丁目176	(0857-20-3678)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町2	(0858-23-3157)
西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目160	(0859-31-9321)